[事案 2021-160] 入院一時金特約遡及付加請求

· 令和 4 年 7 月 7 日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、特約の付加を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年7月に契約した医療保険について、令和2年8月に入院一時金特約(本特約)の 申込みをしたところ拒絶されたが、以下の理由により、本特約を中途付加してほしい。

- (1)契約時、募集人に対して、従前加入していた他社の医療保険と同じような内容の保険とすることを要望していた。
- (2) 同時期に契約した配偶者と子の契約には、入院一時金特約が付加されていた。
- (3) 自分には、保険商品および入院一時金特約に関する説明は一切ないうえ、全特約が記載されたパンフレットも交付されておらず、本特約の存在を知らなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が従前加入していた他社の医療保険には、本特約に類する保障はなかった。
- (2) 契約に際して募集人は、申立人に対して複数回の面談を行っており、保険商品に関する説明が一切なかったとの申立人の主張には疑義が残る。
- (3)募集時に全特約を説明するような義務はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められないものの、以下の理由から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1)交付された設計書には特約一覧と特約の概要が記載されているものの、事情聴取において 募集人は、特約の内容についてはパンフレットを見ないとわからないと述べている。また、 募集人は申立人にパンフレットを交付していない。
- (2) 募集人は、申立人配偶者および子の保険を中心に説明しており、申立人は、既契約である他社医療保険と同じような内容を希望していたこともあり、同じような内容であることを簡単に説明するに留まり、付加できる特約についてまでの説明はしていない。
- (3) 医療保険でカバーできる保障内容は保険会社によっても異なるため、事前にパンフレットを渡して目を通してもらい、設計書で説明する際に、付加できる特約にも言及して申立人の最終的な意向を確認するなど、より丁寧な対応が望ましかった。